

愛媛大学先進超高压科学研究拠点規則

平成25年6月12日
規則第 90 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条の4第3項の規定に基づき、愛媛大学先進超高压科学研究拠点（以下「拠点」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 拠点は、共同利用・共同研究施設として、高圧力を利用した地球惑星科学、物理学、化学、材料科学、生命科学等の分野の学際的研究を行い、かつ、大学の教員その他の者で拠点の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させることにより、先進的な超高压科学研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 拠点は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 超高压科学及び関連分野における共同利用の支援と共同研究の推進に関すること。
- (2) 先進的超高压実験と数値シミュレーションを用いた国際的、革新的、学際的研究の推進に関すること。
- (3) 拠点の研究環境整備に関すること。

(組織)

第4条 拠点到、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 拠点長
- (2) 拠点員

ア 愛媛大学地球深部ダイナミクス研究センター（以下「センター」という。）の専任教員（クロスアポイントメントの適用を受ける教員を除く。）

イ センターの兼任教員

- (3) その他必要な職員（以下「拠点職員」という。）

2 拠点到、前項のほか、副拠点長を置くことができる。（拠点長等）

第5条 拠点長及び副拠点長は、愛媛大学の専任の教授及び特定職員である教授のうちから、国立大学法人愛媛大学役員会（以下「役員会」という。）が推薦し、学長が選考する。

2 拠点長及び副拠点長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、拠点長又は副拠点長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、副拠点長の任期は、拠点長の任期の末日を超えることができない。

第6条 削除

(職務)

第7条 拠点長は、拠点の業務を掌理する。

2 副拠点長は、拠点長の職務を補佐する。3 拠点長が不在又は事故があるときは、副拠点長又は拠点員のうち、拠点長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 拠点員は、拠点長の職務を助け、拠点の業務を遂行する。

5 拠点職員は、拠点の業務に従事する。

(管理機関)

第8条 拠点の人事その他管理運営に関する重要な事項は、役員会において審議する。

(運営委員会)

第9条 拠点に、拠点の運営に関する事項及び共同利用・共同研究に関する事項を審議するため、先進超高压科学研究拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除（事務）

第11条 拠点に関する事務は、研究・産学連携支援部研究・産学連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月12日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される拠点長及び兼任教員の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規程にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 愛媛大学先進超高压科学研究拠点運営委員会規程（平成25年規則第92号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。